

## 高校教育の在り方について

## 1. 学校教育法における高校教育の位置付け

(1) 現行の学校教育法は、高校教育の目的及び目標として、以下を掲げている。

## 【目的】

- 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする

《学校教育法第50条》

## 【目標】

- ① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと
- ② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること
- ③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと

《学校教育法第51条》

(2) また、小学校、中学校、高等学校を通じて、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、次の点に特に意を用いなければならないこととされている。

- ① 基礎的な知識及び技能を習得させること
- ② 基礎的な知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと
- ③ 主体的に学習に取り組む態度を養うこと

《学校教育法第30条第2項、第49条、第62条》

(3) 加えて、上記目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、小学校、中学校、高等学校を通じて、児童生徒の体験的な学習活動の充実（特にボランティア活動などの社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の一層の充実）に努めるとされている。

《学校教育法第31条、第62条》

## 2. 高校教育改革の流れ

### (1) 新制高等学校の考え方 (S22)

戦後、新制高等学校の設置を含む学制改革を実施するために示された「新学校制度実施準備の案内」(昭和22年2月17日文部省学校教育局長通達)によれば、新制高等学校の制度的理念・原則等は以下のように示されている。

- ① 進学か就職かのいずれかを選んで入学するので、個人又は社会人として必要な修養と職業とを系統的に修得できるようにするために、多岐の課程を置く
- ② 高等学校は、希望する者全部を収容するに足るように将来拡充していくべきであり、希望者全部の入学できることが理想
- ③ 義務制ではないが、将来は授業料を徴集せず、無償とすることが望ましい

### (2) 高校生の急増 (S30～S40年代)

- 昭和30年代から40年代にかけては、10年ごとに約20%の著しい高校進学率の上昇がなされた。なお、昭和40年代に入ると、80%をこえる者が高等学校へ進学している中で、中学校卒業段階ではっきりと進路が決まらないため、普通科に生徒が集中した。

→このような時代背景を受けて

- ① 昭和38年の「公立高等学校の入学者選抜について」(初等中等教育局長通知)においては、「高等学校の入学者の選抜は、…高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して行う」とする考え方を採る
  - ② 一方、進学率が94%に達した昭和59年の「公立高等学校の入学者選抜について」(初等中等教育局長通知)においては、「高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う」として、設置者及び学校の責任と判断で選抜を行うことを明確化
- また、普通科の中でも多くの者が進学に有利なコースを選び、結果的には不満足な学習しかできないで卒業する者が相当数生じていたことから、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」(昭和46年6月中央教育審議会答申)では、生徒の能力・適性・希望などに応じ、高等学校の教育内容の多様化を行うことが提言された。

→昭和53年の高等学校学習指導要領は、以下のような改訂が行われた。

- ① 特色ある学校づくりができるようにするため、各教科・科目等の目標、内容を大綱的事項にとどめ、教師の自発的な創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようにした
- ② 生徒の個性や能力に応じた教育が行われるようにするため、必修教科・科目の単位数を削減(普通科の場合、47単位→32単位に削減)し、多様な選択科目の履修を可能にした
- ③ ゆとりある充実した学校生活を送れるように、卒業に必要な単位数を85単位から80単位に削減

### (3) 教育改革に関する第四次答申 (S62 臨時教育審議会最終答申)

21世紀のための教育の目標の実現に向けて、時代の進展に対応し得る教育の改革を推進するための基本的な考え方の1つに生涯学習体系への移行が挙げられ、そのような観点から、個別的な教科・科目の単位取得の認定、単位の累積加算により卒業資格の認定を行う単位制高等学校の設置が提言された。

→昭和63年に単位制高等学校が導入（定時制及び通信制課程）

### (4) 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について (H3 中央教育審議会答申)

平成2年に高等学校への進学率が95%に達し、国民的な教育機関となった反面、能力・適性、進路、興味・関心等の多様な生徒に対し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要となった。

このため、新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（平成3年4月中央教育審議会答申）では、以下のような提言がなされた。

① 技術革新の進展等に伴い、産業・就業構造が大きく変化しているため、進路決定を先送りしている傾向が見られることから、普通科と職業学科を総合する総合学科の設置

→平成6年に総合学科の導入

② 選択の余地が狭い学年制ではなく、生徒の選択の幅を拡大する単位制高等学校を全日制課程に拡大することが必要

→平成5年に単位制高等学校の全日制

③ 生徒の多様な実態に対応し選択学習の機会を拡大する観点から学校外学修の単位認定を認める

→平成5年に学校外学修の単位認定の導入

等

### (5) 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について (H9 中央教育審議会答申)

○ 生徒の能力・適性や意欲・関心の多様化に対応し、高校教育を個性化・多様化しようとしているが、現実には進学をめぐる受験競争が生じているため、「ゆとり」を与え、「生きる力」をはぐくむため大学入学者選抜の改善（小論文、面接等の活用やボランティアなど様々な体験活動の評価等）等が提言された。

○ 子どもたちの個性を「ゆとり」ある教育の中で育むことを目指すとともに、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育を選択的に導入することを提言された。

→平成11年に中高一貫教育制度の導入

### **3. 近年の教育改革の動向**

#### **(1) 学士課程教育の構築に向けて (H20 中央教育審議会答申)**

高等学校では、これまでのように、大学入試の存在自体が大学進学希望者の学習意欲を喚起し、高等学校の指導と相乗して学力を定着させることが困難になりつつあるため、高等学校は、様々な方法で客観的に学力を把握し、それを高等学校の指導の改善に役立てていくことを通じて学力水準の向上を図るという考え方への転換が求められていることを提言。

#### **(2) 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について**

(H23 中央教育審議会答申)

社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動等に重点を置く必要があるなど、後期中等教育におけるキャリア教育の重要性について提言された。

#### **(3) 高等学校教育部会における「課題の整理と検討の視点」(H24. 8)**

「課題の整理と検討の視点」においては、全ての生徒に共通に身に付けさせる資質・能力（「コア」）の議論に加えて、生徒の適性や希望、進路等に応じた課題に対応して、例えば、以下のような資質・能力を育むことが求められていることを確認。

##### **【例】**

- ・ 社会経済活動の基盤を担うために必要な資質・能力の育成
- ・ 専門的職業人に必要な資質・能力の育成
- ・ 社会においてリーダーシップを発揮し、また、グローバル社会において国際的に活躍するために必要な資質・能力の育成
- ・ 芸術・スポーツ等の特別な才能の育成
- ・ 自立して社会生活・職業生活を営むための基礎的な資質・能力の育成

## 参考資料

### ○教育基本法（平成十八年十二月二十二日法律第百二十号）抄

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

### ○学校教育法（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）抄

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

② 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは、「第五十一条」と読み替えるものとする。

(読替後の規定)

第三十条 略

② 第五十一条の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 高等学校においては、第五十一条の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、生徒の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

(下線のうち、破線は読替部分、二重線は準用による読替)

## 「新学校制度実施準備の案内」（昭和22年2月17日文部省学校教育局長通達）（抄）

### 第三、学校制度改革（六・三・三制）

#### 三、高等学校に関する事項

##### 1、定義と目的

中学校においては、一般教育的及び職業的に生徒の才能や興味を探究することを目的の一つとしたのである。高等学校に入学する者は、中学校における学習の結果に応じて更に上級の学校に進学を希望するか、あるいは職業に就くことを希望するかのいずれかを選んで入学するのであるから、高等学校においてはそれぞれの部門における教育並びに訓練に必要な設備を整備することが必要である。生徒それぞれの個性に従って個人として又社会人として必要な修養と職業とを系統的に修得できるようにするために、高等学校には多岐の課程を置くことになる。課程としては、一般的なもの並びに農業・工業・商業及びその他の職業に関するものとなる。  
(略)

##### 3、設置について

高等学校は、希望する者全部を収容するに足るように将来拡充して行くべきであり、その計画は、高等学校において修学を希望する者の数を調査する等合理的な基礎の上に立つて行われるべきものである。希望者全部の入学できることが理想であるから、都道府県及び市町村等は高等学校の設置に対して努力してほしい。また、高等学校の設置は官立・公立・私立のいずれの場合もある。

##### 4、義務制ではない

高等学校は義務制ではないが、将来は授業料を徴集せず、無償とすることが望ましい。

(以下略)

## 「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」

(昭和46年6月 中央教育審議会答申) (抄)

### 第2章 初等・中等教育の改革に関する基本構想

#### 第1 初等・中等教育の根本問題

- 1 初等・中等教育は、人間の一生を通じての成長と発達の基礎づくりとして、国民の教育として不可欠なものを共通に修得させるとともに、豊かな個性を伸ばすことを重視しなければならない。そのためには、人間の発達過程に応じた学校体系において、精選された教育内容を人間の発達段階に応じ、また、個人の特性に応じた教育方法によって、指導できるように改善されなければならない。

[説明]

(略)

しかし、現実には形式的な平等を強調するあまり、かえって基礎的な能力もしっかり身に

つかなかつたり、形式的な履修だけで学校を終わる者が多くなる傾向がみられる。このことは近年就学率がいちじるしく増加した高等学校においてとくに顕著である。

## 第2 初等・中等教育改革の基本構想

### 2 学校段階の特質に応じた教育課程の改善

学校教育は、そのすべての段階を通じて一貫した教育課程をもち、国民として必要な共通の基本的な資質を養うとともに、創造的な個性の伸長をめざすものでなければならない。また、その教育課程は、標準的かつ基本的なものとして精選された教育内容をしっかり身につけさせることに重点をおく段階を経て、個人の能力・適性などの分化に応じて多様なコースを選択履修させる段階に移るべきである。そのような観点から、とくに次の諸点について改善方を検討すべきである。

(1) (略)

(2) 生徒の能力・適性・希望などの多様な分化に応じ、高等学校の教育内容について適切な多様化を行うこと。この場合、コースの多様化と同時に、個人の可能性の発揮と志望の変化に応じてコースの転換を容易にし、また、さまざまなコースからの進学の機会を確保すること。

## 新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について

(平成3年4月 中央教育審議会答申)(抄)

## 第2部 後期中等教育の改革とこれに関連する高等教育の課題

### 第1章 高校教育の改革

今日の高等学校は、かつてのように一部の選ばれた者が進学する中等教育機関ではなく、義務教育の修了者のほとんどすべての者が学ぶ国民的な教育機関となっている。中等教育機関は、戦前の学校制度においては、中学校、高等女学校、実業学校に分かれていたが、戦後の学校制度においてはこれらの学校は廃止され、新たに中学校及びこれに続く高等学校とされた。そして、中学校は義務教育とされ、高等学校は、その基礎の上に、広く普通教育や専門教育を行う中等教育機関として位置付けられた。このような高等学校制度は、その後の中等教育の普及に大きく寄与し、今日では中学校卒業者の95%に及ぶ者が学ぶ文字通り国民的な教育機関となっている。

このように大衆化した今日の高等学校には、能力・適性、進路、興味・関心等の極めて多様な生徒が入学している。したがって、その教育の水準や内容については一律に固定的に考えるべきものではなく、生徒の実態に対応し、できる限り幅広く柔軟な教育を実施することが必要となってきている。高校教育では、中学校教育との連続性を考慮しながら、次代を担う社会人として必要とされる基本的な内容を生徒に確実に身に付けさせることが重要である。また、生徒一人一人に対して、自分の興味・関心や進路などに基づく主体的な学習を促し、それぞれの個性を最大限に伸長させるための選択の幅の広い教育を推進していくことが大切である。

### 第1節 学校・学科制度

#### (1) 学科制度の再編成

(総合的な新学科)



普通科については、卒業後に就職する生徒も少なくないにもかかわらず、大学進学型の教育課程が編成されているところが多く、就職する者に対する職業教育は不十分なものとなっている。また、職業学科においても、近年では進学希望者が増加しているにもかかわらず、一部の小学科などでは過度に専門分化した職業教育が行われており、進学希望者への対応が不十分なものとなっている。

一方、今日のように、技術革新の進展等に伴い産業・就業構造が大きく変化している時代にあつては、将来の職業に明白な展望が持ちにくいなどの理由から、生徒が進路決定を先送りしている傾向が見られる。また、こうした変化の下では、従来の特定の職業のための職業教育だけではなく、あらゆる職業に共通の実際的な知識・技術を習得させることが求められている。

このような現状を踏まえ、現在の普通科と職業学科に大別されている学科区分を見直し、普通科と職業学科とを総合するような新たな学科を設置することが適当と考えられる。

## 第2節 教育内容・方法

### (1) 単位制の活用

しかし、実際の運用は、教員の意識、学校運営上の問題、教育条件面での制約などにより、ほとんどの学校で過度に学年制に偏ったものとなっており、事実上単位制の長所は機能していない。その結果、学年を越えて履修できる科目はほとんどなく、生徒自身による選択の余地は狭いものとなっている。また、単位数がわずかに不足しても進級が認められず、翌年再度、すべての科目の履修を求めるといった硬直した例が多い。

今後、各学校において生徒の選択の幅を拡大していくためには、単位制の趣旨を生かし、できる限り生徒の能力・適性、進路等に応じて、選択中心の教育課程が編成されるよう配慮することが重要である。また、全日制課程においても、必要に応じて学年の区分によらない教育課程の編成・実施が可能となるようにすることが必要である。さらに、わずかな科目でも落とすと進級・卒業できないという窮屈な状況を改め、各学校において、進級・卒業認定や転学許可等について、一層弾力的な取扱いをするよう配慮する必要がある。

### (2) 高等学校間の連携の推進

高等学校において他の学校や学校以外の機関での学習が履修とみなされる仕組みとしては、現在、定時制・通信制課程間の併修や定時制・通信制課程と専修学校などとの連携（技能連携）の制度等が設けられている。しかし、いずれも定時制・通信制課程において、生徒の学習負担の軽減を図る等の観点から特例として設けられているものであり、全日制課程には適用されていない。

今後は、全日制課程についても生徒の多様な実態に対応し選択学習の機会を拡大する観点から、教員や施設・設備等の事情で開設できない教科・科目についても履修の途を開くようにする必要がある。このような方途としては、例えば、普通高校と職業高校との間で相互に職業科目、特色ある普通科目を履修したり、あるいは、専修学校の学習や一定水準以上の技能審査の成果などを高等学校の単位として認めたりすることが考えられる。

## 2 1世紀を展望した我が国の教育の在り方について（抄）

（平成9年6月 中央教育審議会答申）

### 第3章 中高一貫教育

#### [2] 中高一貫教育の選択的導入

それでは、中高一貫教育を、現行の6・3・3制の学校体系の中でどのように位置付けて、その導入を図っていくべきであろうか。幅広い観点から議論を行った結果、我々は、6・3・3制を一律に6・6制に改めるという画一的な改革を行うのではなく、以下のような考え方に立って、子どもたちや保護者などの選択の幅を広げ、学校制度の複線化構造を進める観点から、中高一貫教育の選択的導入を行うことが適当であると考えた。

（略）

中高一貫教育の選択的導入は、既に進みつつある中等教育全体の多様化・複線化あるいは多線化という観点からも要請される。高等学校については、総合学科や単位制高等学校の拡充、選択幅の広い教育課程の編成、自校以外の学習成果の単位認定の導入、中学校については、選択履修の幅の拡大など、それぞれの学校段階で、言わば「横の多様化・複線化」が進んできており、その流れは第一次答申を受けて更に加速していこう。このように子どもたちや保護者の選択の幅が広がっていく流れの中で、中学校・高等学校が3年ずつに区分された制度以外に選択の余地が乏しいという現在の中等教育の学校体系の見直しが求められているのである。中高一貫教育の選択的導入は、言わば「縦の多様化・複線化」を実現するものであり、中等教育全体の多様化・複線化、さらには学校制度の複線化構造を進める一環として、極めて重要な意義を持つのである。

また、中高一貫教育の選択的導入は、子どもたちや保護者の選択の幅を広げることにとどまらず、地方公共団体や学校法人などの学校設置者が、自らの創意工夫によって特色ある教育を展開する裁量の範囲を拡大することに資するものである。とりわけ、後述する制度改革により、地方公共団体が自らの主体的な判断により、これまで専ら国私立学校によって担われてきた中高一貫教育を提供することができるようにすることは、公立学校をより多様で魅力あるものとし、子どもたちに対して中高一貫教育を享受する機会を公平に提供する観点からも、重要な意義を持っている。

「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(抄)

(平成23年1月 中央教育審議会答申)

第2章 発達の段階に応じた体系的なキャリア教育

3. 各学校段階における推進のポイント

(1) 初等中等教育

③後期中等教育

- この時期は、中学生と比べて更に独立や自立の要求が高まるとともに、所属する集団も増え、集団の規律や社会のルールに従い、互いに協力しながら各自の様々な役割や期待にこたえて円滑な人間関係を築いていくことが求められる。また、自我の形成がかなり進み、人間がいかにあるべきか考えるとともに、自己の将来に夢や希望を抱き、その実現を目指して進んで学習に取り組む意欲を持ち、自己の個性や能力をいかす進路を自らの意志と責任で選択し、決定していくことが求められる。
- これを踏まえ、後期中等教育においては、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成と、これらの育成を通じた勤労観・職業観等の価値観の自らの形成・確立を目標として設定することが重要である。そのためにも、学科や卒業後の進路を問わず、社会・職業の現実的理解を深めることや、自分が将来どのように社会に参画していくかを考える教育活動等に重点を置く必要がある。

第3章 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の充実方策

2. 後期中等教育におけるキャリア教育・職業教育の基本的な考え方

- 後期中等教育を修了する者の主な年齢である18歳という時期は、未成年ではあるものの、社会人・職業人としての自立が迫られる時期である。このため、後期中等教育修了までに、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を身に付けさせ、これらの育成を通じて、価値観、とりわけ勤労観・職業観を自ら形成・確立させることを、キャリア教育の視点から見た場合の目標として設定し、キャリア教育の取組を一層充実することが重要である。  
一方、職業の多様化等に伴い、生徒のキャリア形成に関する環境や意識等の多様化も進んでおり、一人一人の状況に応じた対応にも配慮することが必要である。

学士課程教育の構築に向けて（平成 20 年 12 月 中央教育審議会答申）（抄）

### 第 3 節 入学者受入れの方針について ～高等学校段階の学習成果の適切な把握・評価を～

#### 1 入学者選抜

##### （1）現状と課題

##### ①いわゆる大学全入と高等学校教育・大学教育の新たな課題

（ウ）（略）

また、高等学校では、これまでのように、大学入試の存在自体が大学進学希望者の学習意欲を喚起し、高等学校の指導と相乗して学力を定着させることが困難になりつつあるという、入試方法の改善では解決できない問題も指摘されている。

このように、大学の入口管理と、高等学校教育の質保証を、大学入試の選抜機能に依存し続けるならば、大学及び高等学校の双方に大きな影響を及ぼすと懸念される。

（エ） 第 1 章で述べたとおり、大学進学率が上昇すること自体は肯定すべきことであり、他の先進諸国でも同様の傾向にあるが、そのことは、高等学校において、大学入試における選抜機能の存在を背景とした指導や大学進学希望者の学習意欲の喚起が困難になっていくことを意味している。

今後、高等学校・大学は、入試によって学力水準を担保できるという考え方から、様々な方法で客観的に学力を把握し、それを高等学校の指導の改善や大学入試、大学の初年次教育の基礎資料として役立てていくことを通じて学力水準の向上を図るという考え方への転換が求められる。